

# 消費生活センターだより

第8号  
平成27年5月

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階) 電話 0479-63-7272

## 「消費生活サポーター」に登録しませんか？

旭市では、消費生活に関する情報を身近な人に伝えるなど、地域における啓発活動の担い手である「消費生活サポーター」とともに悪質商法や振り込め詐欺などの消費者被害のない地域づくりを目指しています。現在40名の消費生活サポーターが活動しています。

### ◆人から人へ、手から手へ、情報を届けます

消費生活サポーターに登録した方には、月1回程度最近の消費者トラブル事例を紹介したリーフレットや「消費生活センターだより」を送付します。消費生活サポーターは、リーフレットなどを身近な人に手渡したり、得た情報を雑談の中で伝えるなど、できる範囲での活動をお願いしています。

### ◆個人だけでなく、団体や事業者も登録できます

旭市内の事業者や団体も登録できます。趣味のグループの方と情報を共有したり、従業員の消費者トラブル防止にも役立つ内容です。



「人と人のつながりで 旭市民が明るく暮らせるまちに」

### 活動例

#### 【学ぶサポーター】

消費生活センターから送付されるリーフレット等を読んだり、講座に参加したりして知識を身につける。

#### 【伝えるサポーター】

最近の消費者トラブルについて、ご近所の方との雑談や町内会の集まり等で話をしたり、リーフレットを配る。

#### 【つなぐサポーター】

身近な方の消費者トラブルに気づいたら、消費生活センターに行くことを勧める。

《相談無料・要予約・1人50分》

### おかねところの相談会

弁護士・精神保健福祉士が相談に応じます。

5月21日(木) 午後6時～午後8時30分

会場: 予約先/旭市消費生活センター

62-8019・63-7272

借金と  
心の悩み

### 出張消費生活センター

6月13日(土) 干潟公民館  
相談時間 午前9時～午後4時  
予約は不要です。

電話相談は行っていません。  
直接会場にお越しください。

## 消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階)

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

## こんな相談がありました No.8 ～今より安くなる？遠隔操作でプロバイダの変更～

Q

昨日、大手電話会社の代理店だと言う業者から自宅に電話があった。「遠隔操作でプロバイダを当社に変更すれば今より 1,000 円安くなる、遠隔操作で変更できるのであなたは何もしなくて良い」等いろいろな事を一気に説明された。大手電話会社を信用し安くなるならいいと思い、その時は安易に了承してしまったが、後で冷静になって考えるとメールアドレスも変わってしまうし、本当に安くなるか不安になったので解約したい。

A

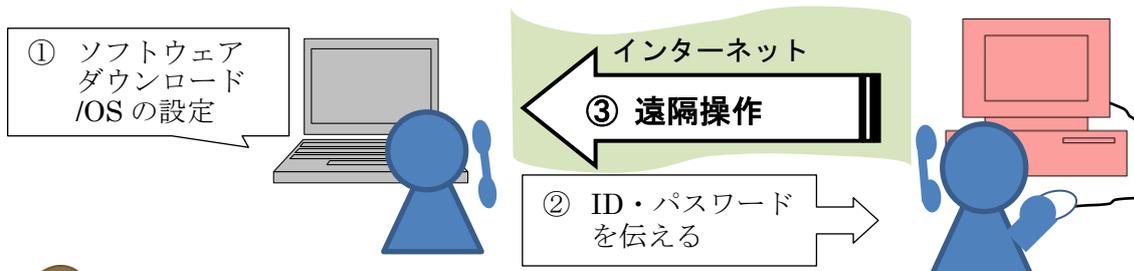
実際に遠隔操作を受けたかどうかを尋ねると、電話で承諾したあとはパソコンを起動しておらず、ソフトをダウンロードしたり ID やパスワードを教えたりしていないということでした。プロバイダ等の電気通信サービスの場合は消費者が冷静になって契約を解約したいと思ってもクーリング・オフが適用になりません。しかし、遠隔操作を受ける前や工事前であれば違約金なしでクーリング・オフに準じた対応をしてくれる場合が多いので、早期に解約を申し出てみるよう助言しました。その後、相談者の方から「無事解約できました」と報告を受けました。

今後は価格のみではなく、デメリットについてもよく考え、事前に契約内容についての書面の交付を求め、契約内容がよく分からないまま電話口で承諾しないよう伝えました。又、大手電話会社に直接問合わせをし、問題ある勧誘であれば情報提供し、大手電話会社が個人情報を第三者に提供している場合で提供を望まないのであれば第三者に提供しないように申し出ることもできることを補足しました。

### パソコンの遠隔操作（例）

遠隔操作用の無料ソフトをダウンロードし、相手に表示された ID とパスワードを伝える等をするだけですぐに遠隔操作が可能になります。

遠隔操作が行われる内容を理解しないまま許可すると自分のパソコンの中の情報が外部に漏れる等、自分のパソコンのセキュリティを危険にさらす可能性もあります。



電気通信事業法では、事業者が勧誘時の契約内容の説明義務があると定めています。困った時は消費生活センターに相談してください。